

令和 6 年 6 月 14 日現在

機関番号：32699

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2019～2023

課題番号：19K01059

研究課題名（和文）フランス絶対王政期の国王裁判と警察：マレシヨールによる治安維持活動と民衆

研究課題名（英文）Royal Justice and Police in Old Regime France: the Marechaussee Maintaining Public Order and the People

研究代表者

正本 忍 (MASAMOTO, Shinobu)

学習院女子大学・国際文化交流学部・教授

研究者番号：60238897

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,000,000円

研究成果の概要（和文）：マレシヨールは絶対王政期フランスにおける裁判所・警察・軍隊であり、国王による臣民統治の最前線に位置した組織である。本研究では、マレシヨールの活動について法令等によりその法的な枠組みを概観した上で、現地古文書館所蔵の手稿史料によって、裁判所および警察としての活動の実態にアプローチした。また、マレシヨール（統治する側）と地域住民（統治される側）との関係について、裁判外紛争解決と「裁判利用」の観点から検討した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究では国王権力と住民の接点にあったマレシヨールの活動を研究することにより、統治者側の視点に基づく制度史と民衆側の視点を中心とする社会史を結合した「権力の社会史」研究を試みた。絶対主義と国民国家の典型とされるフランスの絶対王政期の国家と社会に関する研究は、1980年代以降の国民国家の相対化の議論と近年の権威主義の拡大に関する検討をさらに深化させるために、新たな参照軸を提供しうるものである。

研究成果の概要（英文）：The Marechaussee was the court, police, and army in Old Regime France, and was located at the forefront of the rule of the subjects by the king. In this study, we have reviewed the legal framework of the activities of the Marechaussee through laws and regulations, and clarified its actual activities as a court and police force through manuscripts in the local archives. The study also examined the relationship between the Marechaussee and the local population from the perspective of "infra-justice" and "use of justices".

研究分野：フランス近世史

キーワード：フランス 絶対王政 裁判 警察 マレシヨール 治安 民衆

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

本研究の背景は、1980年代からの国民国家の相対化の議論と21世紀以降、発展途上国のみならず先進諸国でも拡大する国家指導者と国民の権威主義的傾向をうけて、前近代の国家と社会の研究、特に絶対主義の研究が新たな学術的・社会的・政治的意義を持つようになったことである。ブルボン王朝の絶対王政とその打倒により構築された近代フランスがともに絶対主義、国民国家の典型とされるがゆえに、フランス絶対王政期の国家と社会の研究はとりわけ重要だと考えられる。それは、19世紀半ば以降の国家制度史の蓄積に社会経済史、マルクス主義史学、社会史などの成果を加え、より豊かなものになった。しかしながら、絶対王政の理解に不可欠な統治構造、特に統治を支える諸機関・諸制度(宮廷、軍隊、官僚制、売官制など)および統治の実態に関しては、今なお不明な点が多いのである。

このような社会・政治状況および研究状況に鑑み、本研究の核心をなしたのは、絶対王政が直截的な国王権力の執行機関である裁判所、警察を用いてどのように民衆を統治していたのか、統治される民衆がそれにどのように対応していたのか、という問題関心である。研究史を概観すれば、前者に関しては特別裁判所の研究、全王国規模の警察組織と都市外(農村、幹線道路)の警察の研究が不足し、後者については反乱や一揆のような一時的な暴力的抵抗とは異なる、日常的な対応に関する研究が不足している。統治する側・される側双方からの研究を可能にし、研究史の欠落を埋め得るのが、マレショーセ、すなわち農民(同時代人の8割)やマルジノー(物乞い、浮浪者など)を主な取締り対象とし、主として都市外を管轄した、全王国規模の特別裁判所かつ警察の研究なのである。

2. 研究の目的

マレショーセの研究史を検討する中で、先行諸研究においては、絶対王政の統治構造、特に裁判や警察といった強制力を伴う民衆統治システムの中に、そして国王権力と民衆との間の関係性の中に、マレショーセを位置づけてその存在意義を探ろうとする問題意識が希薄だと判明したので、本研究を着想するに至った。また、本研究の着想は、裁判所・警察・軍隊というマレショーセに見られるような、1つの機関の機能の未分化および多面性こそが絶対王政期の特徴であり、この特徴を詳細に検討することが絶対王政の国家と社会の理解に繋がると考えたことにも因っていた。

そこで、本研究の目的を、裁判制度史、警察史の研究史の欠落を補完し、フランス絶対王政の統治構造のより包括的な理解に資するために、特別裁判所・都市外の警察であるマレショーセの活動を検討することによって国王裁判体系および警察機構におけるマレショーセの存在意義を検証するとともに、国王権力に対する民衆の対応も併せて明らかにすることに設定した。

また、マレショーセが農民およびマルジノーを主な取締り対象としたため、記録に残りにくい彼らの社会へのアプローチ、例えば、彼らの社会的結合関係(ソシアビリテ)、実践(プラティーク)、心性(マンタリテ)、モラル・エコノミーなどを分析すること、絶対王政による民衆統治の制度と実態、それへの民衆の対応を併せて検討することによって、統治者中心の制度史と民衆中心の社会史を結合させた「権力の社会史」(二宮宏之)を実践することも目標としていた。

3. 研究の方法

本研究では、1720~1750年のオート=ノルマンディー地方におけるマレショーセを取り上げ、その裁判所および警察としての活動の実態と、その活動に対する民衆の対応を、セーヌ=マリティーム県古文書館(ADSM)、国防省歴史課古文書館(SHD)、国立古文書館(AN)およびピュ

イ=ドゥ=ドーム県古文書館 (ADPD) に所蔵されている手稿史料に基づいて明らかにしようと試みた。本研究は3年計画で、以下の3課題に段階的に取り組む予定であった。

課題1 マレシオーセの警察部門の活動の実態解明

「マレシオーセの職務に関する訓令」による職務内容の把握

プレヴォ裁判文書の分析による活動の実態解明

課題2 マレシオーセの裁判部門の活動の実態解明

王令等の分析による裁判管轄の再確認、訴訟手続の再構成

マレシオーセの裁判文書の分析による活動の実態解明

マレシオーセと他の裁判所間の裁判管轄争いの分析

課題3 マレシオーセの活動に対する民衆の対応の解明

マレシオーセに対する積極的あるいは消極的協力

マレシオーセに対する積極的あるいは消極的抵抗

研究の手順はまず、17・18世紀のマレシオーセ関連の法令類の読解によりマレシオーセの管轄・権限と職務内容についてその理念と法的な枠組みを把握する。次に、法令類に規定されていない具体的な職務内容を、国防省歴史課古文書館で収集した『マレシオーセの職務に関する訓令』（全5巻、手稿史料）で把握するよう努めた。

マレシオーセの警察および裁判両面での活動の実態を明らかにすべく参照する主な史料は、マレシオーセの裁判文書である。この文書を a) マレシオーセが摘発した事件の訴訟手続を史料に基づいて再構築すること、b) 訴訟手続が諸法令の規定通りに実施されているか否かを確認すること、c) 訴訟手続においてマレシオーセの騎馬警察隊員、将校、裁判役人それぞれが果たした役割を明らかにすること、に留意しつつ読み進めた。また、d) マレシオーセとその他の国王裁判所および領主裁判所との間に発生した裁判管轄争いとマレシオーセに対する民衆の対応について、該当する事例を抽出することにも留意したが、これは国王の裁判所体系と当時の社会においてマレシオーセの存在意義を検討するためであった。

フランスでの史料調査は、校務と現地古文書館の夏期閉館期間を考慮し、いずれの年も8月後半から9月半ばまでの3~4週間で実施することを予定していた。

4. 研究成果

申請の時点で設定した課題に沿って研究成果を記す。課題1および課題2は研究方法と用いる主史料がほぼ重なるので、合わせて記述することにする。

マレシオーセの警察部門（騎馬警察隊）と裁判部門（プレヴォ裁判所）の活動については、最初にマレシオーセに関する主要な法令類の翻訳・注釈によって、両活動に関する法的な枠組みを理解するよう試みた。その成果の一部は「史料紹介 フランス王国のマレシオーセの規律、指揮命令系統および職務に関する王令（1760年4月19日）（2）」（2020年）として公表した。

この作業を進める中で、アンシアン・レジーム期の刑事訴訟手続を規定した1670年の刑事王令に立ち戻る必要性を改めて感じたので、当該王令の中のマレシオーセの管轄・権限、運用に関連する条文を再検討した。その作業の一部が史料紹介「マレシオーセ（プレヴォ・デ・マレシヨ）の裁判管轄と訴訟手続により直接的に関わる『刑事王令』（1670年8月）の条文（1）・（2・完）」（2022・2023年）である。

だが、マレシオーセの裁判管轄を最終的に規定した1731年2月の国王宣言に関しては、仮訳

を終えたものの、解釈に不明な点がいくつか残り、注釈を付して公表するまでには至らなかった。今後の課題になる。

次に、マレシオーセの裁判文書の分析に基づく研究成果である（課題 1 の 、 課題 2 の 、 課題 3 の ）。

まず、マレシオーセの訴訟手続については、被疑者の告発・逮捕から判決に至る手続を史料に基づいて再構成し、訴訟手続が刑事王令通りに実施されていることを確かめた。また、他の裁判所への移送、手続が途中で中断・終了する事例など、訴訟にはいくつかのパターンがあること、訴訟手続が開始されても判決に至らない事例が多くあることなども確認した。

次に、隊員の様々な活動を裁判文書、特に逮捕調書および捜査調書から抽出し、被疑者逮捕に至る過程にもいくつかパターンがあることを確認した。すなわち、マレシオーセの隊員の主要な職務は田園地帯と幹線道路の巡回警備であったが、その際に被疑者に遭遇して現行犯逮捕に至る事例の他、巡回中に犯罪に関して住民から訴えられたり被疑者本人が届けられたりする事例、詰所に待機中に住民からの訴えや住民による被疑者の引き渡しがある事例などを抽出した。

以上のように、関連諸法令および『マレシオーセの職務に関する訓令』の検討に先行諸研究からの情報も合わせ、マレシオーセの職務内容と管轄・権限を把握し、それを史料に基づいてある程度、証明することができた。これらの成果の一部は「マレシオーセの裁判文書に見る裁判外の事件処理と「司法利用」：予備的考察」（2024 年）の中に示している。しかしながら、十分な量の史料の収集・分析には至らず、独立した論考として公表することはできなかった。

また、マレシオーセから他の国王裁判所に訴訟が移送される事例に注目し、マレシオーセとその他の裁判所との関係を明らかにすることによって、国王裁判所体系の中にマレシオーセを位置付けること（上記課題 2 の ）に関しても史料を十分に収集できず、3 年目終了時点で断念せざるを得なかった。したがって、フランス絶対王政の統治構造の中にマレシオーセを位置づけるという目標は達成できず、これも今後の課題として残された。

課題 3 では、研究期間の途中までは、マレシオーセに対する地域住民の、積極的あるいは消極的な協力と抵抗を、特に「裁きを求める公衆の叫び (clameur publique)」と証言命令書に注目して分析することを考えていた。しかし、裁判外紛争処理 (infra-justice) と「司法利用 (uses of justice)」に関する近年の研究動向に刺激を受け（特に 2021 年の西洋史学会、2022 年の法制史学会での「司法利用」に関するシンポジウム）、これら 2 つの観点から問題設定を組み直して、研究ノート「マレシオーセの裁判文書に見る裁判外の事件処理と「司法利用」：予備的考察」（2024 年）を公表した。フランスは裁判外紛争処理の研究を主導しているにもかかわらず、日本においてはフランス近世の裁判外紛争処理と「司法利用」研究は未だに少ない。本研究はノートながらもそのような研究史の欠落を少しでも埋められたと考えている。

今回は上述の「裁きを求める公衆の叫び」と証言命令書に関連する史料収集が十分にできなかったが、いずれもマレシオーセを含む絶対王政の法制度の解明に寄与するだけでなく、司法と民衆との関係のあり方を明らかにしうるテーマなので、今後も引き続き史料収集および分析の対象となる。

その他、マレシオーセに関する私自身の研究を振り返りマレシオーセ研究の課題や本研究テーマの方向性について再検討する機会を得て、「マレシオーセ研究の射程と課題」と「マレシオーセ研究の課題補遺 3 氏のコメントをうけて」（いずれも 2021 年）を公表した。また、本研究に関連して、フランス絶対王政期の統治構造をより広い視野から検討する研究成果として、『フランスを知る 50 章』（2020 年）の第 21 章「ルイ 14 世の親政」と第 22 章「絶対王政の統治構造」を執筆した。また、フランス絶対王政の研究史に関する R. デシモン・F. コッサンデ

イ著『フランス絶対主義』（岩波書店、2021年刊）の共同翻訳に参加し、第2部第2章「絶対主義の手段 国家装置の構築と集権化」を担当した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計6件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 3件）

1. 著者名 正本忍	4. 巻 25
2. 論文標題 マレショーセ（プレヴォ・デ・マレショ）の裁判管轄と訴訟手続により直接的に関わる『刑事王令』（1670年8月）の条文(2)（完）	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 学習院女子大学紀要	6. 最初と最後の頁 333-344
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 正本忍	4. 巻 24
2. 論文標題 マレショーセ（プレヴォ・デ・マレショ）の裁判管轄と訴訟手続により直接的に関わる『刑事王令』（1670年8月）の条文(1)	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 学習院女子大学紀要	6. 最初と最後の頁 321-333
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 正本 忍	4. 巻 58
2. 論文標題 マレショーセ研究の課題補遺 3氏のコメントをうけて	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 西洋史学論集	6. 最初と最後の頁 40-46
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 正本 忍	4. 巻 6
2. 論文標題 「史料紹介 フランス王国のマレショーセの規律、指揮命令系統および職務に関する王令（1760年4月19日）（2）」	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 多文化社会研究	6. 最初と最後の頁 243-267
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 正本 忍	4. 巻 85
2. 論文標題 書評 仲松優子著『アンシアン・レジーム期フランスの権力秩序 蜂起をめぐる地域社会と王権』（有志舎、2017年）	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 社会経済史学	6. 最初と最後の頁 100-101
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 正本忍	4. 巻 61
2. 論文標題 マレショーセの裁判文書に見る裁判外の事件処理と「司法利用」：予備的考察	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 西洋史学論集	6. 最初と最後の頁 25-41
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 正本忍
2. 発表標題 法制史の新たな潮流とその射程 日本における最近の研究動向に寄せて
3. 学会等名 九州史学会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 正本忍
2. 発表標題 マレショーセを通して見る近世のフランス
3. 学会等名 学習院女子大学学会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 正本 忍
2. 発表標題 マレショーセ研究の射程と課題
3. 学会等名 九州西洋史学会
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 中野隆生・加藤玄編（正本忍）	4. 発行年 2020年
2. 出版社 明石書店	5. 総ページ数 373
3. 書名 フランスの歴史を知るための50章	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関